

全ト協発第311号（環）
令和7年10月3日

各都道府県トラック協会 会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 寺岡 洋一
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る 令和7年度緊急対策の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和6年度の事故発生件数は120件（うち人身事故は3件）となり、前年度より22件減少したものの、依然として多くの車輪脱落事故が発生している状況を踏まえ、今般、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長、安全政策課長及び自動車整備課長の連名により、別添のとおり、「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和7年度緊急対策の実施について」が発出されました。

車輪脱落事故の発生状況を見ますと、依然として自社でタイヤの脱着作業を実施した大型車による事故が多発していることを踏まえ、同通達中、別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録すること、別紙2の「日常点検表」を使用して「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行うこと、増し締め実施後のホイール・ナットの緩みの点検を確実に実施すること、等の徹底を図る必要があります。

つきましては、大型車の車輪脱落事故防止のため、同通達に示された事項、特に別添2-1「貨物自動車運送事業者の皆様へ 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和7年度緊急対策」について」に掲げられております事故防止対策について、貴協会傘下会員事業者に対し周知徹底をお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部

TEL：03-3354-1045